

津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練の中止を求める意見書

平成29年7月19日、うるま市津堅島沖合において、米軍によるパラシュート降下訓練を実施したことが、翌日の新聞報道により明らかとなった。

沖縄の米軍の施設・区域に関する昭和47年の日米合同委員会合意（5.15メモ）において、この水域の使用条件は水陸両用訓練とされているが、パラシュート降下訓練には触れられていない。

また、訓練中であっても使用を妨げない限り、漁業または船舶の航行には制限がないとされていることから、本島と津堅島を結ぶ定期船や漁船等が頻繁に航行しており、一歩間違えれば重大な事故につながる可能性があり、極めて危険である。

さらに、米軍が当該水域を使用する場合、7日前までに沖縄防衛局に通告することとされているが、実際には使用する日時のみでの通知で、その訓練内容等については明らかにしていない。

津堅島訓練場水域内での米軍によるパラシュート降下訓練実施は、今年に入り4回目を数え、その都度うるま市及び沖縄県は、訓練の中止を強く求めたが、それを無視する形で強行されてきており、同訓練の常態化が強く懸念されるものである。

本市議会はこれまでも、航行安全上の問題等から津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練の中止を求めてきたところであるが、度重なる訓練の実施は、地域住民に対する安全確保の配慮が欠けており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産、安全を守る立場から津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. 津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練を一切行わないこと。
2. 日米合同委員会において「津堅島訓練場水域ではパラシュート降下訓練を行わない」ことを決定し、明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月28日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長